

## 下仁田町スポーツ推進委員の紹介

今年度から2年間、スポーツ推進委員としてお世話になる皆さんです。からっ風駅伝大会をはじめとする町内の各種スポーツ行事で指導を行っていただきます。

地区	氏名	役職	地区	氏名	役職
下仁田	佐藤 正樹		小坂	黛 正博	
	大井 まり子	副会長		金井 伸行	
	恩幣 由紀子	副会長	西牧	安藤 伸也	
	赤岩 京子			新井 智子	
	佐藤 とも江		青倉	田村 充	会長
馬山	関口 正浩			神戸 信一	副会長
	下山 善幸			福田 祐子	
	古矢 和夫				

## 下仁田町青少年育成推進員の紹介

今年度から3年間、青少年育成推進員としてお世話になる皆さんです。防犯パトロールなどを通して、「すべての青少年が健康でたくましく、心豊かに成長」するよう各種活動をしています。

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
下町	谷 直巳	城西	清水せつ子	市ノ萱	安藤 昌一
仲町	瀧上 英明	緑ヶ丘	岡野 亮	西野牧	佐藤 武伯
上町	○片柳 勇	下小坂	横田 孝三	矢川	園部 勝政
旭町	三井田 博	大坂	◎永井 富夫	宮室	高橋 重行
東町	栗原 資博	中小坂	○永井 紀義	大桑原	古屋伸一郎
川井	中澤 淳	上小坂	齋藤 文夫	下青倉	有賀 藤雄
吉崎	村木 博昭	大平	小井土宏之	上青倉	○臼田 博文
大東	田村 昭博	東野牧	小井土君雄	土谷沢	岩崎 晴男
中央	○永井一太郎	本宿	○神戸 益司	下小	八高 文代
小川	鈴木 政人	横間	神戸 真	下中	齋藤 央貴
蒔田	下山 利明	南野牧	安藤 孝雄	下高	高橋 真人

◎:会長 ○:副会長

## 下仁田町子育連役員を紹介します

「子育連」とは、「子ども会育成団体連絡協議会」のことで、子ども会行事や、毎年冬に行われる「かるた大会」の運営に協力しています。

氏名	
◎神保 守	岡野 友美
○神戸 真	永井 昌利
黒澤 美保	山田久美子
小金澤友見	◎:会長○:副会長

## 下仁田町社会教育委員の紹介

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言や意見を述べることができ、「行政と町民との架け橋」となっています。

氏名	
◎森泉 清重	土谷 光
○神戸 洋二郎	佐藤 和江
岡野 弘子	茂木 学
茂木 恵子	市川 秀明
佐藤 孝	◎:議長○:副議長

# 平成26年度母子事業「Enjoy子育て教室」のご案内

## 7月は ママと一緒に楽しい親子ビクス 音楽に合わせて子どもと一緒に楽しくエクササイズ♪

講師 OKJ認定エアロビックインストラクター 山田久琴さん  
 対象 生後4か月以上の乳児から、4歳未満の幼児とその両親  
 日時 7月15日(火) 受付10:00～、教室10:30～12:00  
 会場 下仁田町保健センター1階集団検診室(下仁田町下仁田111-2)  
 持ち物 運動できる服装、汗拭き用タオル  
 参加費 無料  
 申し込み・お問い合わせ先 健康課 保健係(保健センター) ☎82-5490

### 7月の「保育園子育て応援(保育園体験)」活動計画



「保育園子育て応援(保育園体験)」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。参加ご希望の方は、希望される保育園へお問い合わせください。

保育園	馬山保育園	青倉保育園	■問い合わせ先 馬山保育園 82-2323 青倉保育園 82-2549 下仁田町役場 健康課福祉係 64-8803(直通)
会場	保育園ホール	保育園内	
実施日	7/17(木)	7/15(火)	
時間	10:00～11:00	10:00～11:30	
対象児	妊婦さんと3才児まで	妊婦さん～3才	
内容	リトミック 乳幼児の育て方及び 在園児との交流	赤ちゃんマッサージ 親子ふれあい遊び・保育園児とあそぼう～!	
準備するもの	運動の出来る服装で お出かけください。	赤ちゃんマッサージはバスタオルを1枚ご用意下さい。 動きやすい服装でご参加下さい。	
講師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子	参加ご希望の方は事前にご連絡ください。	

### シリーズ 年金



#### ○国民年金保険料免除・猶予制度のお知らせ

20歳以上60歳未満のすべての方は国民年金に加入し保険料を納めることになります。  
 保険料がお忘れの状態や、万が一、事故や病気等により障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納付することが困難の場合、一定の基準により保険料の納付が免除や猶予となる制度があります。

#### ○申請免除制度

本人配偶者世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、所得額に応じて保険料の納付が段階的に全額4分の3半額4分の1が免除されます。

ただし、部免除の場合は残りの保険料、4分の3免除は4分の1を半額免除は半分を4分の1免除は4分の3を納めないと未納と同じ扱いになります。  
 今年度の免除期間は平成26年7月から平成27年6月までです。

#### ○若年者納付猶予制度

本人が30歳未満で、世帯主に関係なく本人配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。  
 今年度の猶予期間は平成26年7月から平成27年6月までです。

#### ○学生納付特例制度

本人が学生で、前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料の納付が猶予されます。  
 今年度の猶予期間は平成26年4月から平成27年3月までです。

#### ―申請は原則として毎年必要です―

今まで保険料を一部免除等されており引き続き希望される方は、前年度の期間が6月で終了しますので、7月以降に総務課住民係の窓口か高崎年金事務所まで免除申請の手続きをしてください。

なお、申請は原則として毎年必要ですが、全額免除(失業による特例を除く)若年者納付猶予については、申請時に免除等を継続する希望を申し出ていただければ次年度以降の申請が不要となります。(学生納付特例の場合は学生の期間については不要。)

※また、平成26年4月より申請時点より2年1か月前の期間まで遡って免除等の申請ができるようになりました。

#### 問い合わせ先

下仁田町役場 総務課住民係 ☎0274-821211(直通)  
 高崎年金事務所 国民年金課 ☎0271-32217731

## 次世代育成支援対策推進法の改正のお知らせ

少子化の進行等を踏まえ、仕事と子育てが両立できる雇用環境を整備し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法が改正・公布されました。

改正内容のポイントを紹介します。

- ①次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月31日まで延長
- ②くるみん認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良なものについて、厚生労働大臣による新たな認定(特例認定)制度を創設
- ・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、実施状況の公表を義務付ける

有効期限の延長については、公布の日(平成26年4月23日)に施行されました。くるみんの特例認定については、平成27年4月1日に施行されます。

詳細・お問い合わせは 群馬労働局雇用均等室(☎027-210-5009)

## 事業主さま、労務管理担当者さま このようなことでお困りではないですか？

- ・繁忙期と、手が空いてしまう時期の差が大きい。
- ・『過重労働』させるとどうなるの？
- ・ダラダラ残業を減らせないか。
- ・繁忙時に年次有給休暇を取得されると困る。

働き方・休み方改善コンサルタントがお伺いして、お悩み・疑問点の解決のお手伝いをさせていただきます。

無料でご利用いただけます。是非ご活用ください。

まずは、お気軽に下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】群馬労働局労働基準部監督課 ☎027-210-5003

## 消費生活 Q&A

### <強引な寝具類の訪問販売に注意!>

Q.「以前に販売した布団の保証書を発行する」と電話があり、男性2人が来宅した。勝手に家の中に上がりこみ、押入れが湿気ていると言い、布団の下にすのこを敷き、更に竹炭パットを敷いた。契約書を書いていたので「お金がない」と断ったが、住所と名前を書くよう言われた。「これで最後」と言い帰ろうとしないので、しかたなく60万円を支払った。その後も何度も来て、ケットやパット、乾燥剤、絨毯等を勝手に置いて行ったが、断りきれず現金でお金を渡してしまった。今まで誰にも相談できず悩んでいた。全ていらないので解約したい。

A. 訪問販売で高齢者に布団などを次々と購入させるトラブルが後を絶ちません。独り暮らしや判断能力が不十分な高齢者等を狙い、強引に契約させる手口が目立ちます。契約書を渡さないばかりか業者名なども明かさずに売りつけたり、過去に売りつけた布団等を回収したりして、足がつかないようにする悪質なケースもあります。普段から家の鍵をかけたおきましょう。

このケースのように販売方法に問題がある場合には、消費生活センターで解約交渉をすることができます。一人で悩まず相談をしてください。

#### ※センターからのアドバイス

このようなトラブルでは被害に遭ったことを恥だと感じたり、業者に対して恐怖心を抱いたりして、誰にも相談せずに被害が拡大してしまうことがあるため、身近な人による見守りが不可欠です。見知らぬ人が出入りしていないか、家の中に不要なものや契約書などがいないかなど、身近な人が日頃から気を配りましょう。

問い合わせ 富岡市消費生活センター(あい愛プラザ2階 ☎63-6066)

## パートタイム労働法の改正のお知らせ

短時間労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進し、短時間労働者の働きに応じた公正な処遇を実現するため、パートタイム労働法が改正・公布されました。

改正内容のポイントを紹介します。

- ①正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ②「短時間労働者の待遇の原則」の新設
- ③パートタイム労働者を雇い入れたときの、事業主による説明義務の新設
- ④パートタイム労働者からの相談に対応するための、事業主による体制整備の義務の新設

改正法の施行日は、公布の日(平成26年4月23日)から起算して1年を超えない範囲内で、政令で定める日とされ、今後、労働政策審議会に諮って決定する予定です。

詳しい内容等のお問い合わせ先 群馬労働局雇用均等室(☎027-210-5009)

## 日本遺族会よりお知らせ

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受けて実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

費用は参加費として9万円です。5年を経過した方(平成20年度以前参加者)は2回目の応募をすることができます。

日程等の詳細は、日本遺族会事務局☎03-3261-5521までお問い合わせください。

お申し込みは、お住まいの各都道府県遺族会(群馬県遺族の会 ☎027-255-6147)まで。

### 〈実施地域〉(広域地域)

①西部ニューギニア	②旧ソ連	③マリアナ諸島
④東部ニューギニア(1次)	⑤トラック・パラオ諸島	⑥ボルネオ・マレー半島
⑦フィリピン(1次)	⑧ソロモン諸島	⑨ミャンマー(1次)
⑩台湾・バシー海峡	⑪東部ニューギニア(2次)	⑫ミャンマー・インド(2次)
⑬フィリピン(2次)	⑭中国	

### (特定地域)

①西部ニューギニア	②ビスマルク諸島	③マーシャル・ギルバート諸島
-----------	----------	----------------

## 下仁田町群馬の木で家づくり支援事業のご案内

本年度も群馬県で実施する「ぐんまの木で家づくり支援事業」で構造材補助に該当する方に、補助金を助成します。

### 補助の条件

- ①下仁田町内に自己居住用の専用住宅を建築、購入または改装すること。
- ②群馬県で実施する「ぐんまの木で家づくり支援事業」で構造材補助の交付決定を受け、補助金額の確定通知の交付を受けること。
- ③2の確定通知の交付を受けた年度末までに下仁田町に補助金の交付申請を行うこと。

**補助金額** 群馬県で交付する補助金額と同額です。

**問合せ先** 産業振興課農林係 ☎64-8806